

練馬区福祉のまちづくり推進条例

施設整備マニュアル【建築物】（本編）別紙

改正があった項目について、改正内容を反映しています。

I 建築物(共同住宅等以外)

- ・8 便所
- ・11 観覧席・客席
- ・13 駐車場

II 共同住宅等

- ・8 便所
- ・11 駐車場

8. 便所 (建築物(共同住宅等以外)令和8年1月改正) 別紙

■ 一般基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-8)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所は、つぎに掲げるものとすること。 ア 便所の数は、これらの者が利用する階(つぎに掲げる階を除く。)の階数に相当する数以上を設けること。 (ア)直接地上へ通ずる出入口のある階であって、便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの。 (イ)不特定もしくは多数の者または高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定もしくは多数の者または高齢者、障害者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定もしくは多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所は、これらの者が利用する階(当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階を除く。)の階数に相当する数(床面積が10,000 m ² を超える階がある場合にあっては、当該数に当該階の床面積に応じて国土交通大臣が定める数を加えた数)以上設けるものでなければならぬ。 <令><告>	-	-
イ 便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定もしくは多数の者または高齢者、障害者等が利用する上で支障がない位置に設けること。			
ウ 床の表面は粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。	同左 区条例第33条第1項第2号	・コラム「床材と滑りやすさ」参照。	図 I-8-1

<令>令第14条 <告>告示第1074号

■ 一般基準(つづき)

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-8)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(2) (1)に規定する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房 ^{※1} を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。	同左 区条例第33条第3項	—	—
(3) (1)の規定により(1)に規定する便所を設ける階(以下この項において「便所設置階」という。)においては、当該便所のうち1以上(つぎに掲げるアの場合にあっては、アに定める数以上)に、車椅子使用者用便房を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとしてつぎに掲げるイの場合は、この限りでない。 ア 当該階の床面積が10,000 m ² を超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、つぎの(ア)または(イ)に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける(1)に規定する便所(車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。)の数を超える場合にあっては、当該便所の数とする。 (ア)便所設置階の床面積が10,000 m ² を超え、40,000 m ² 以下の場合 2 (イ)便所設置階の床面積が40,000 m ² を超える場合 当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)	前項の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上(当該階の床面積が10,000 m ² を超える場合にあっては、当該床面積に応じて国土交通大臣が定める数以上)に、車椅子使用者用便房(車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房をいう。以下同じ。)を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用および女子用の区別を設ける場合にあっては、それ1以上。以下この項において同じ。)設けなければならない。ただし、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階(第19条第1項第1号及び第2項第5号イにおいて「地上階」という。)であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 <令><告>		

■ 一般基準(つづき)

	★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-8)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(3) イ	<p>車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、つぎのいずれかに該当するものとする。</p> <p>(ア)便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合</p> <p>(イ)便所設置階の(1)に規定する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部または一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の(1)に規定する便所に設ける場合</p>			

※1 車椅子使用者用便房:車椅子使用者が円滑に利用できる構造の便房

<令>令第14条 <告>告示第1074号

一般基準(つづき)

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-8)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(ウ)つぎの a または b に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該 a または b に定める場合 a 男子用の(1)に規定する便所のみを設ける便所設置階 当該(1)に規定する便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が10,000 m ² を超える場合にあっては、(3)アに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上)に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合 b 女子用の(1)に規定する便所のみを設ける便所設置階 当該(1)に規定する便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が10,000 m ² を超える場合にあっては、(3)アに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上)に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合			

一般基準(つづき)

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-8)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(3) (工)床面積が1,000 m ² 未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000 m ² 未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た数)(1,000 m ² 未満の便所設置階(車椅子使用者用便房のみを設ける(1)に規定する便所のみを設けるものを除く。)の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数)に(3)本文の規定により床面積が1,000 m ² 以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数((3)イ(ア)に規定する施設が(3)イ(ア)に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房)を設ける場合			
ウ 車椅子使用者用便房はつぎに掲げる構造とすること。 (ア)腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。	同左 <告>	・「25.手すり」の解説および図を参照。	図 I-8-2 I-8-3 I-8-4

一般基準(つづき)

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-8)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(イ)車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	同左 <告>	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子から便座への移乗は便器の側面(一般的にこの方法が最も容易)または前方からなされるため、便器の前方および側面に車椅子を寄り付け、便器へ移乗するために必要なスペースを適切に設けるとともに、便器の両側に手すりを付ける必要がある。 ・コラム「車椅子による便器へのアプローチ」参照。 	図 I-8-3
(ウ)一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。	—	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が位置を把握しやすいよう、一般用の便所と一体的もしくはその出入口の近くに設ける。 	—
(エ)車椅子使用者用便房および便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備および機能を表示すること。	—	—	—
(オ)ペーパーホルダーを便器の両側に設置すること。	—	<ul style="list-style-type: none"> ・片麻痺者等の利用などを考慮し、左右対称で利用できる便房の設置も検討する。 	—

<令>令第14条 <告>告示第1496号

一般基準(つづき)

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-8)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(4) (1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。	同左 (中規模建築物を除く。) ＜令＞	・水洗器具とは、オストメイト(人工肛門、人工膀胱保持者)の利用に配慮して、パウチ(排泄物をためておく袋)や汚れた物、しごん等を洗浄するための汚物流しをいう。 ・整備が義務付けられたオストメイト用設備を有する便房とは別に専用の汚物流しの設置スペースが取れない改善・改修等、構造上やむを得ない場合には、便器に水栓をついたもの(オストメイト簡易型設備)を設ける。	図 I-8-5 I-8-6
(5) (1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上には、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。	区条例別表第3※2の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計である場合: 同左 区条例第33条第4項第1号	—	図 I-8-7 I-8-8 I-8-13
(6) (1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上には、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと(他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。)。	区条例別表第3※2の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計1,000m ² 以上である場合: 同左 区条例第33条第4項第2号	—	図 I-8-7 I-8-8 I-8-13
(7) (1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上には、立って着替えを行うことができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。	区条例別表第3※2の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計2,000m ² 以上である場合:便所内に、立って着替えを行うことができる設備を設けた便房を1以上設けること。 区独自 区条例第33条第4項第3号	・着替え台は、靴を脱いで、立位のまま下着やオムツを替える際などに利用するための設備である。	図 I-8-7 I-8-8 I-8-13

一般基準(つづき)

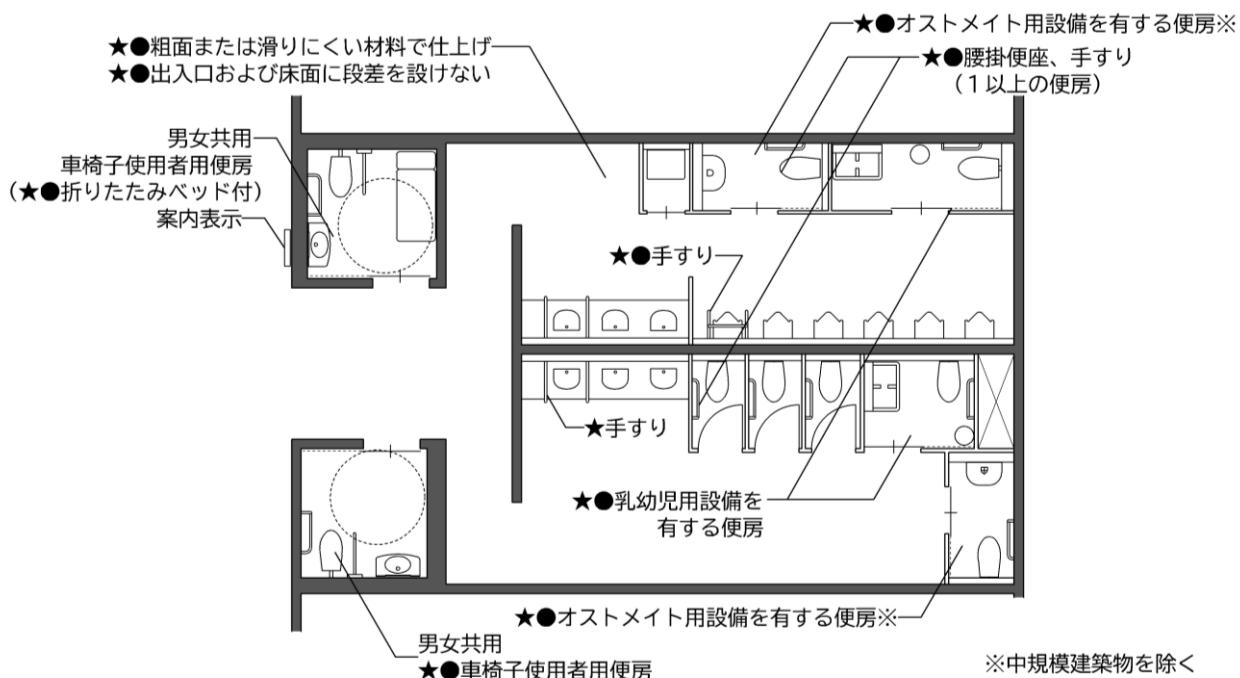
★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-8)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(8) (1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上には、折りたたみベッドその他の横になつて着替えを行うことができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。	区条例別表第3※2の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計 5,000 m ² 以上である場合:ベッドその他の着替えを行うことができる設備を設けた車椅子使用者用便房を1以上設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 区独自 区条例第33条第4項第4号	・折りたたみベッド(大型ベッド)は、座位または臥位で、下着やオムツを替える際などに利用するための設備である。 ・必要とする方は車椅子使用者と重なることも多いため、車椅子使用者用便房に設置することが望ましい。	図 I-8-9 I-8-13
(9) (1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上には、小児用の便座を設置した便房を1以上(当該便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)を設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。	—	—	図 I-8-10 I-8-13
(10) (1)の規定により設ける(1)に規定する便所は、つぎに掲げるものとすること。	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、つぎに掲げるものとすること。 区条例第33条第1項	—	—
ア 出入口および床面に段差を設けないこと。	同左 区独自 区条例第33条第1項第1号	・「2.出入口」を参照。	図 I-8-1
イ 便房の設備は、日本産業規格 S 0026に基づき整備すること。	—	—	図 I-8-2
ウ 便房に棚またはフックを設置すること。	—	—	—

一般基準(つづき)

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-8)		● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(10)	工 便器を腰掛便座とし、手すりを設置した便房を1以上(当該便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所内に車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上(男子用便所および女子用便所の区別があるときは、それぞれの便所内の便房のうち1以上)について、便器は腰掛便座とし、当該便器のある便房に手すりを設けなければならない。 区独自 区条例第33条第5項	—	図 I-8-1
(11)	(1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上に、男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けること。	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けること。 区条例第33条第6項 <令>	・児童、幼児にも利用しやすいよう、受け口の高さは35cm以下とする。 ・小便器の手すりは胸を支点にしてよりかかりながら用を足すためのものである。この場合は腰を後ろに引くような姿勢となる。 ・横の手すりはつかまりながら用を足すためのものである。 ・「25.手すり」の解説および図を参照。	図 I-8-11 I-8-12

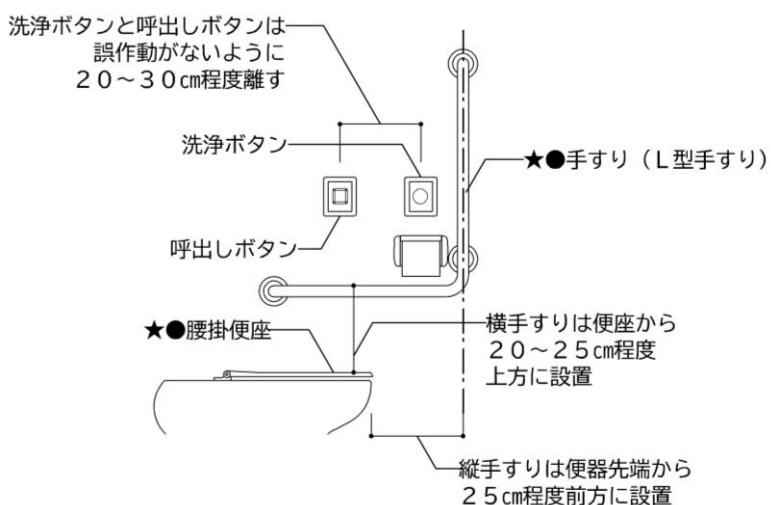
<令>令第14条

<図 I -8-1 車椅子使用者用便房およびオストメイト用設備を有する便房を設けた例>



- (適合義務)のうち折りたたみベッド、乳幼児用設備については、用途及び規模による。
- 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所の出入口から道等までの経路は移動等円滑化経路等となる。
- 高齢者や知的・発達障害者等の同伴者による介助、性的マイノリティ等の利用に配慮し、広めの男女共用便房の設置を検討する。
- 車椅子使用者用便房、オストメイト用汚物流し、ベビーチェア、ベビーベッド、着替え台等は、一つの便房に機能を集中させるのではなく便所内に分散して配置し、その設備を必要とする人が、気兼ねなく便所を利用できるように配慮する。
- 視覚障害者誘導用ブロックにより視覚障害者を便房に誘導する場合、誘導先は一般便房とする。

<図 I -8-2 日本産業規格 S 0026 による洗浄ボタン等の標準配置例>



- 手すりは利用しやすい位置に、垂直、水平に設ける。
- 手すりは全体重をかけて使用されることが多いので、取り付けを堅固にする。

« コラム »

トイレの整備のポイント

設備の追加と広めのブース設置で
一般トイレも使いやすく

車椅子使用者用のトイレの中に、おむつ替えの設備など様々な機能が加わったことで、利用の集中が問題になっています。本来広いスペースしか使えない車椅子使用者が、トイレを利用しにくくなっています。

こうした利用の集中を解消するため、一般トイレ内の設備を増やしたり、広めのブースを設置します。あわせて、設置されている設備を示すサインの工夫も必要です。

機能分散の配置イメージ

<トイレの多機能化>



車椅子使用者
オストメイト
乳幼児連れ
大型ベッド使用者
介助の必要な方

ひとつのブース
に機能が集中し、
混雑。

<建物全体で機能分散>



車椅子使用者
大型ベッド使用者
介助の必要な方

機能を分散するこ
とで、心理的負担
や混雑を緩和。

一般トイレ



オストメイト
乳幼児連れ
男女共用トイレ

機能の分散

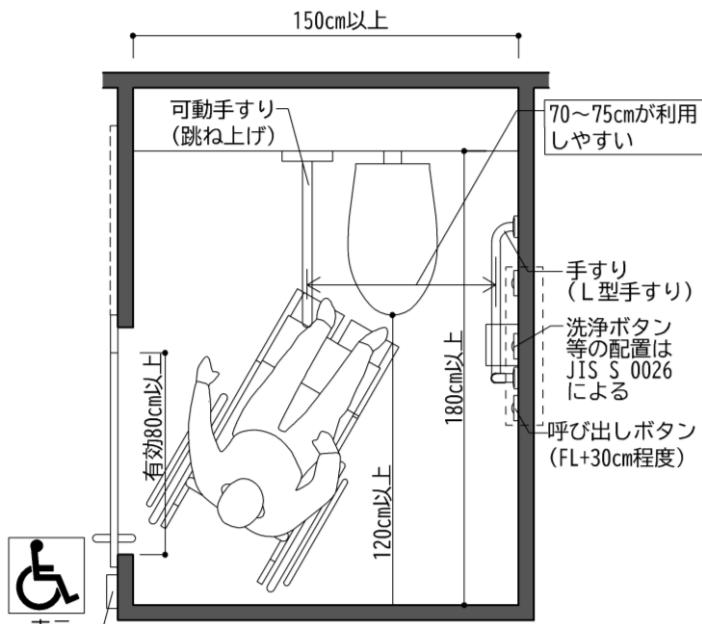
広めのトイレブース以外の出典:練馬区 みんなが使いやすい建物・公園をつくろう！ ユニバーサルデザインの整備事例と設計のヒント集2

((公財)練馬区環境まちづくり公社 みどりのまちづくりセンター) https://nerimachi.jp/H29_UDzireisyu_Home.pdf
を元に一部編集

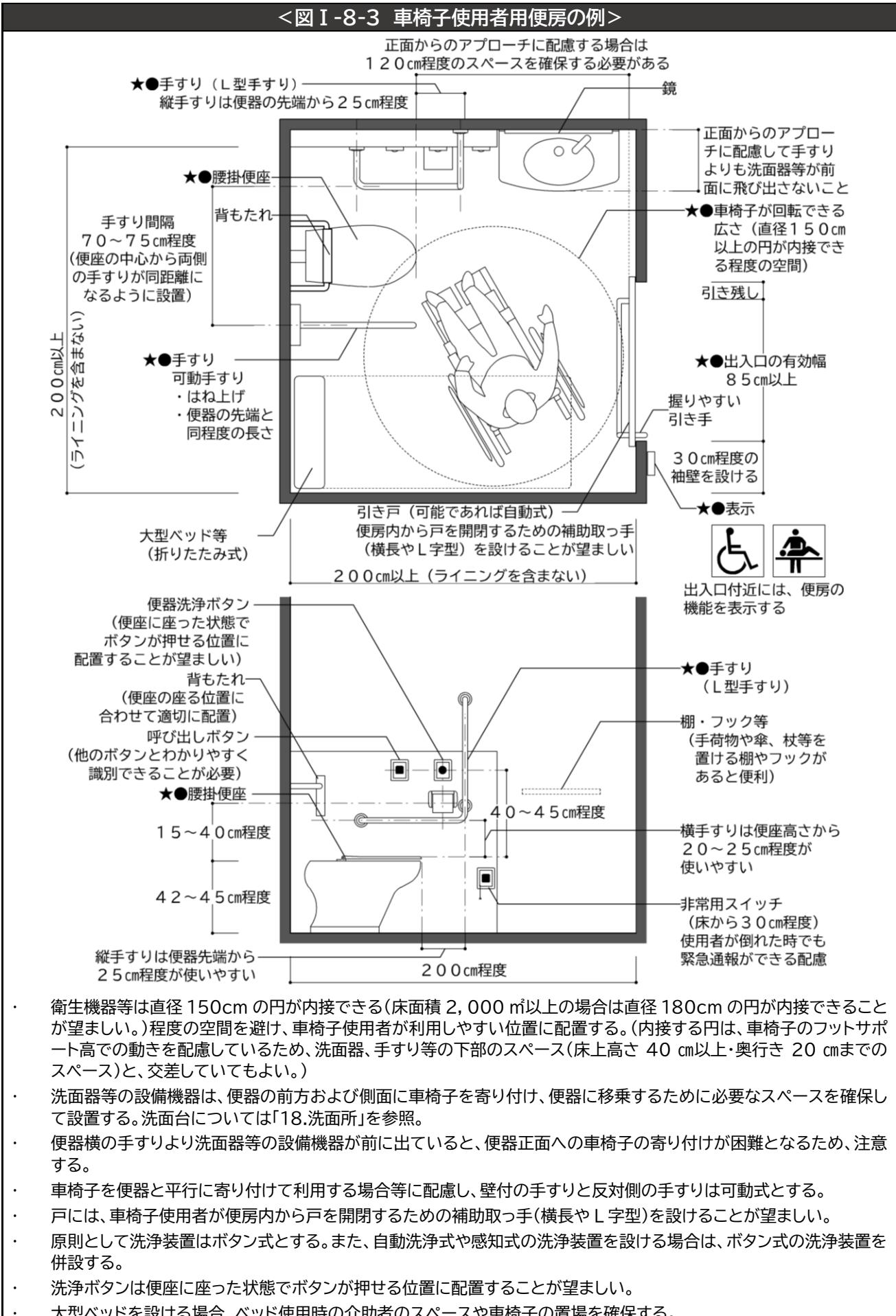
男子・女子トイレに 広めのトイレブースを1以上設置

一般トイレに広めのブースを設けることで、ベビーカーや手押し車を押している方、子ども連れ、介護が必要な高齢者や発達障害者、大きな荷物を持った方などがスムーズに利用できるようになります。

また、通路や扉の状況によっては、コンパクトなタイプの手動車椅子を使用している方が一般トイレを利用できる場合があります。一般トイレ整備の際、全てのブースを同じ広さとするのではなく、ブース内に設置する設備に応じて各ブースの広さや出入口の幅を変えることで快適に利用できるようになります。

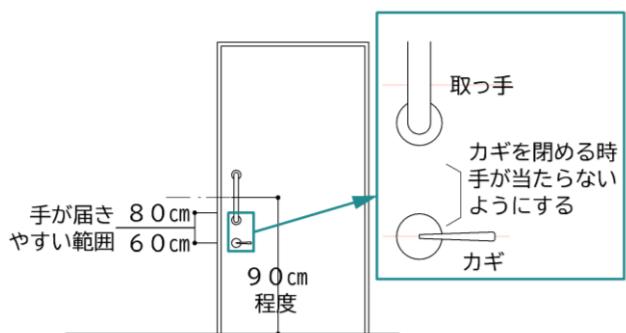
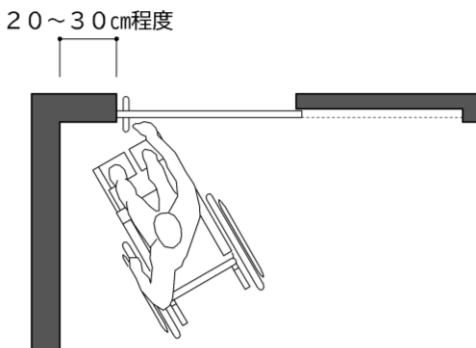


<図 I -8-3 車椅子使用者用便房の例>



<図 I -8-4 車椅子使用者用便房の開閉ボタンや扉の取っ手の設置位置>

■手動ドア(引き戸)の場合



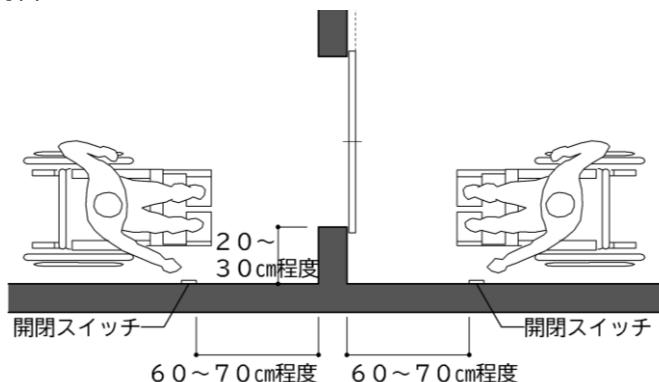
横長かL字型の取っ手をドアに設置するか、
袖壁を30cm程度以上確保する



ツマミ式のカギは
操作がしにくい

- 車椅子使用者の開閉時の動作を考慮して、袖壁と開閉スペースを確保する。
- 使用中の表示は施錠と連動させ、目につきやすい位置に設ける。
- 内開き戸は、車椅子使用者が入室した後のドア閉めが困難であり、かつ、便房内で転倒した場合、体や車椅子がじゃまになって戸が開かず、救出しがいでの避ける。
- 便房の出入口の表示は、車椅子使用者の目線の高さ(床から110cm程度)から見やすい高さに設ける。

■自動ドア(引き戸)の場合



- 自動式引き戸の開閉ボタンの位置は車椅子使用者が接近しやすいように、便房内設備等のレイアウトに配慮する。

≪コラム≫

トイレの扉の形状・寸法で使い勝手が変わる

		メリット	デメリット
引き戸		<ul style="list-style-type: none"> 車椅子でも開閉しやすい 扉の前後に開閉スペースが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 使用状況が一目で分かりにくい 引き込みスペースが必要
開き戸	外開き	<ul style="list-style-type: none"> ブース内のスペースを広く使える ブース内で人が倒れた際対応しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 扉前のスペースが広めに必要 使用状況が一目で分かりにくい
	内開き	<ul style="list-style-type: none"> 使用状況が一目で分かりやすい 扉前のスペース確保が不要 	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子が入ると扉が閉まらない ブース内で人が倒れた際対応しにくい 大きい荷物を持っている場合等、ブース内のスペースが狭いと、扉の開閉がしにくい

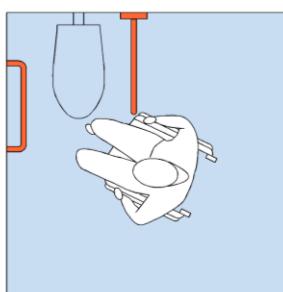
« コラム »

車椅子による便器へのアプローチ

■便器へ斜めからアプローチする例
(腕の力だけで身体を支えることのできる人の場合の一例)

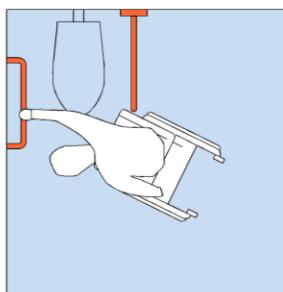
1

車椅子を便器に近づけ
ブレーキをロックする。



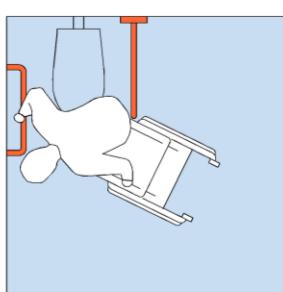
2

右手で手すりの横位置
を左手で車椅子の左側
のアームサポートを握っ
てプッシュアップ。



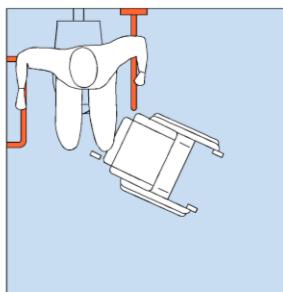
3

身体を回しながら便器
に移乗する。



4

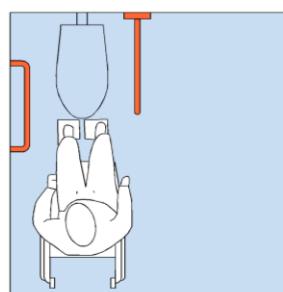
左右の手すりを握って
座位バランスをとる。



■便器の正面からアプローチする例
(多少、足に体重をかけることができる人の場合の一例)

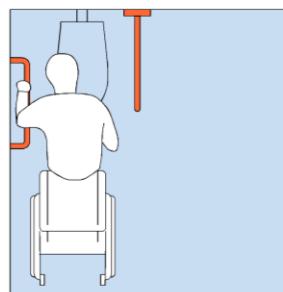
1

左手と左足を使いなが
ら便器にアプローチし
ブレーキをロックする。
左手で右足をフットサ
ポートからおろしフッ
トサポートをあげる。



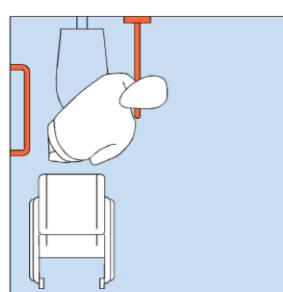
2

左手でL型手すりの縦
位置をもって立上がり、
L型手すり横位置に持
ち替える。



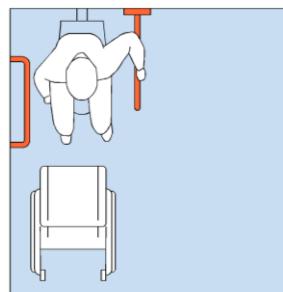
3

左足を軸に身体を回し
ながら反対側の手すり
に持ち替える。

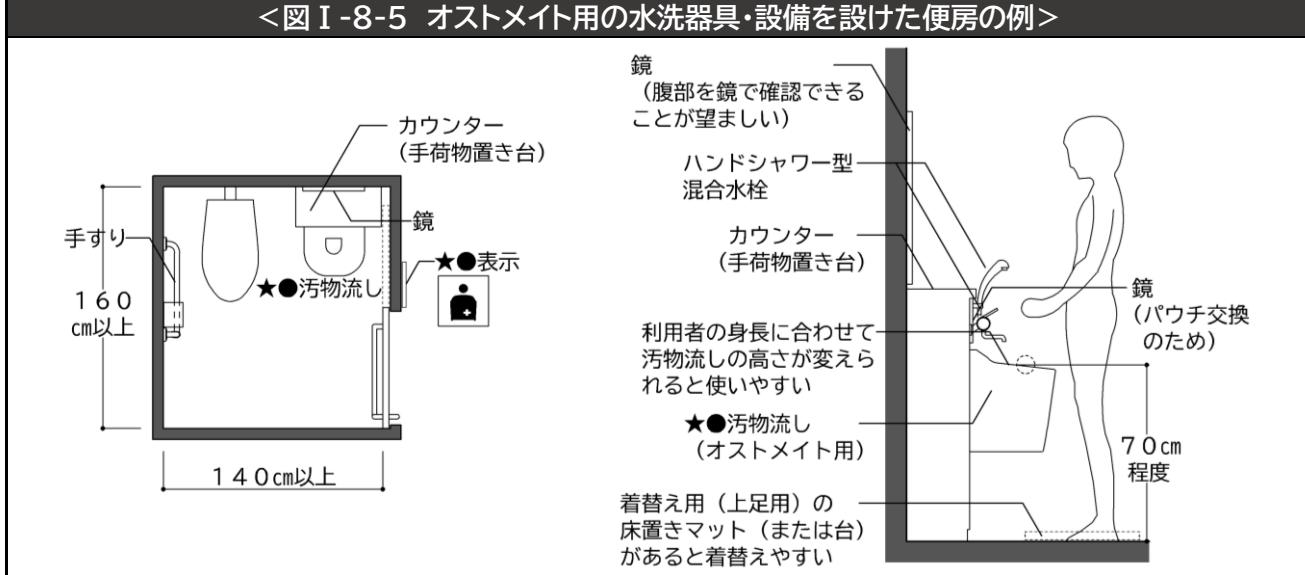


4

左手で手すりを持った
まま便器に座る。



<図 I -8-5 オストメイト用の水洗器具・設備を設けた便房の例>

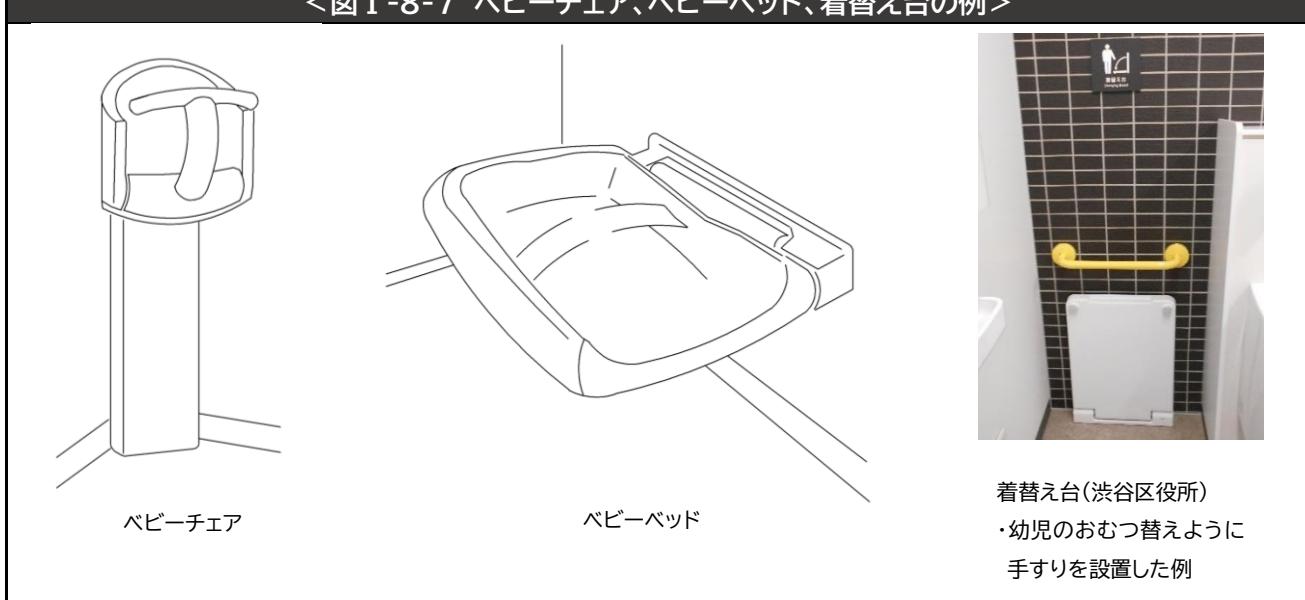


<図 I -8-6 オストメイト簡易型設備を設けた便房の例> (改善・改修等の場合)

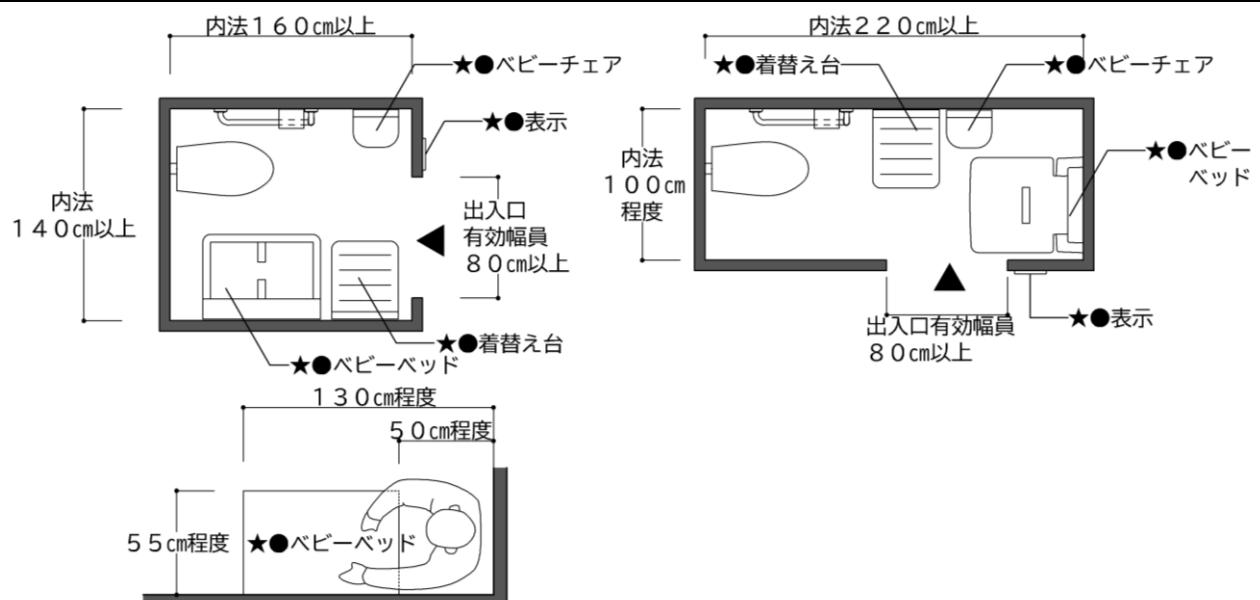


- 座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、便座には背もたれを適切に設ける。

<図 I -8-7 ベビーチェア、ベビーベッド、着替え台の例>



<図 I -8-8 子育て層に配慮した便房(ベビーカーとともにに入ることのできる寸法)と設備の例>



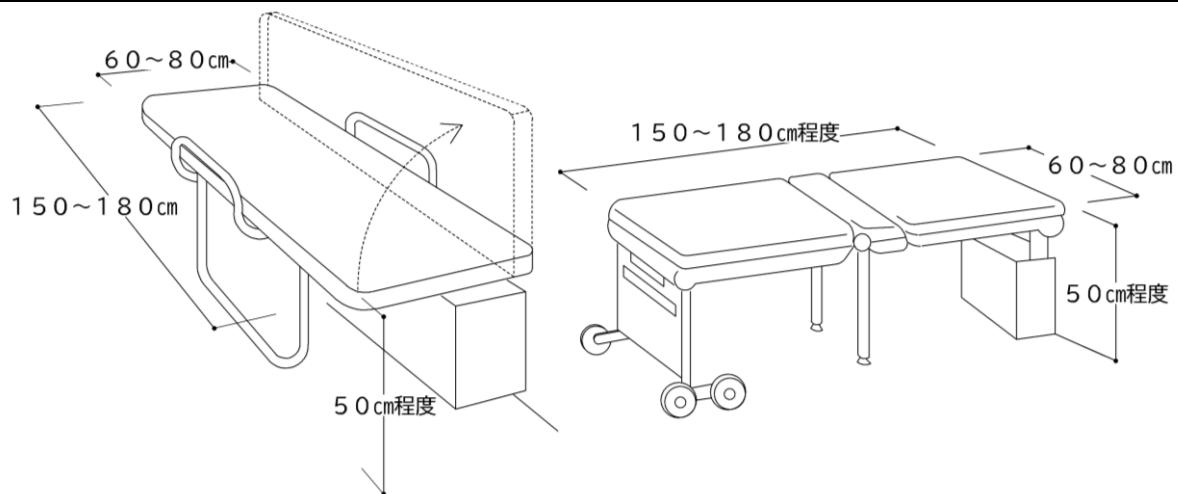
●(適合義務)については用途及び規模による。

※2 区条例別表第3の特別特定建築物の用途・規模は以下のとおり。

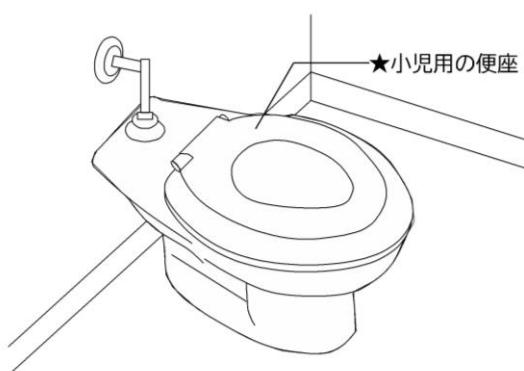
◆区条例別表第3の特別特定建築物の用途・規模◆

特別特定建築物	ベビー チェア	ベビー ベッド	着替え台	大型ベッド
幼稚園				
病院または診療所(患者の収容施設を有するものに限る)				
集会場(1の集会室の面積が 200m ² を超えるものに限る。)	200 m ² 以上			
または公会堂				
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署				
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの				
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター				
その他これらに類するもの				
博物館、美術館または図書館				
診療所(患者の収容施設を有しないものに限る。)				
百貨店、マーケットその他の物販販売業を営む店舗	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上		5,000 m ² 以上
飲食店	500 m ² 以上			
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行				
その他これらに類するサービス業を営む店舗				
劇場、観覧場、映画館または演芸場				
集会場				
(すべての集会室の床面積が 200 m ² 以下のものに限る。)	1,000 m ² 以上			
展示場				
ホテルまたは旅館				
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設				
または遊技場				
ピクトグラム(出典:日本産業規格 (JIS Z 8210))				
★●設備があるトイレの出入口にはピクトサインを表示				

<図 I -8-9 折りたたみベッド(大型ベッド)の例(幼児～大人まで:折りたたみ収納型)>

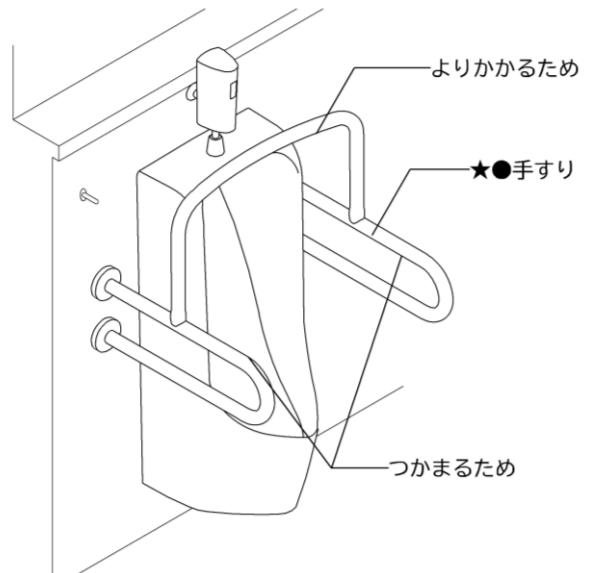


<図 I -8-10 小児用の便座の例>



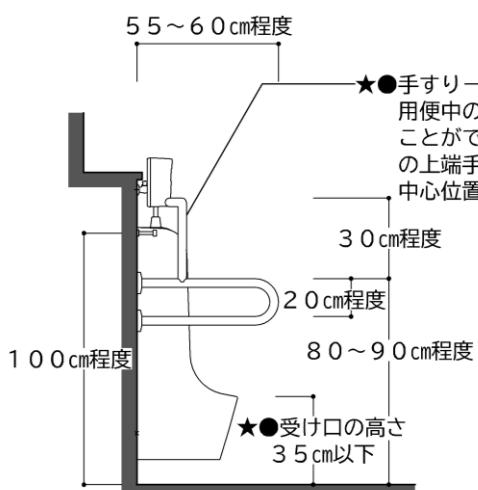
- ・ 成人が利用できる通常の大きさの便器に、小児用の小さめの便器を併せて設置する。
- ・ 小児用の便器を別に設置する場合には成人用に小児用便座を設置しなくてもよい。

<図 I -8-11 小便器の手すりの例>

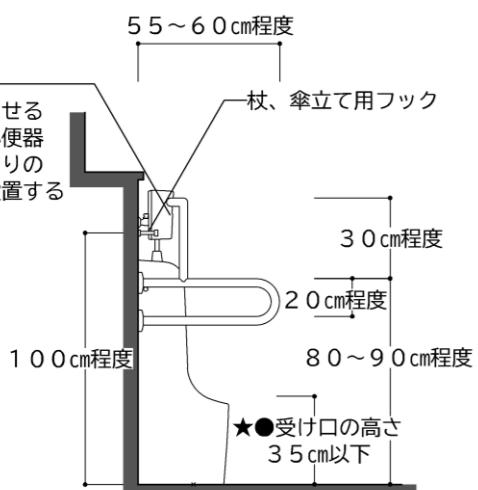


<図 I -8-12 小便器の手すりの寸法例>

■壁掛式



■床置き式



<図 I -8-13 日本産業規格 (JIS Z 8210)の図記号(ピクトグラム)の例>

出典 日本産業規格



お手洗い
Toilets



男女共用お手洗い
All gender
Toilet



こどもお手洗い
Children's
Toilet



障害のある人
が使える設備
Accessible
Facility



介助用ベッド
Care Bed



オストメイト用設備
Facilities For
Ostomy or
Ostomate



ベビーチェア
Baby Chair



おむつ交換台
Diaper
changing
table



着替え台
Changing
Board

- ・ ベビーケアルームは図 I -3-3 を参照

♥ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、以下の項目(配慮指針)を参考に考えてみましょう。

A 公平性

- 便所の入口付近では男子用便所、女子用便所の方向がわかりやすいよう、音声やサインで案内していますか。
- 便所内通路の幅員やドア幅にゆとりを確保することで、一般便房(広めのブース)も車椅子で使用できるようになっていますか。
- 手洗器は、車椅子使用者が使いやすいものと、立位で使いやすいものと、高さの異なる2種類を設置していますか。
- センサー式洗浄ボタンの場合は、ボタン式を併用していますか。
- 洗浄ボタンや紙巻器の位置はJIS S 0026に基づいたものになっていますか。

B 分かりやすさ

- 空間や配置がわかりやすいよう、照明や色づかいを工夫していますか。
- 施設内の案内板や各所で、車椅子使用者用便房への位置を表示し、誘導していますか。
- 複数の便所がある場合、男女別トイレの位置を統一することで視覚障害者にも使いやすくしていますか。
- 便所内部の配置を出入口付近に表示していますか。

C 安全安心

- ブース内の緊急通報ボタンの表示を分かりやすくしていますか。
- 音、光等で押した状態を確認できる緊急通報ボタンを設けていますか。
- 車椅子使用者用便房の緊急通報ボタンは、便座に腰かけた状態で使用可能な位置と、床に転倒した際にも操作できる位置に設置していますか。
- 便所内に便房からも視認できる光警報装置(フラッシュライト等)を設けていますか。(図 I -24-1 参照)
- ベビーベッド等に柵がある場合、縦格子とし、隙間の幅は7cm以下になっていますか。
- 手荷物棚またはフックに、人がぶつからないように配慮し、仮に当たっても怪我をしにくい丸みを帯びているものと/orしてしていますか。

D 身体への負担軽減

- 床置き式の小便器は、出入口に近い箇所に設置していますか。
- 和便器にも手すりを設置していますか。
- 便房の扉を軽い力で開閉できるものにしていますか。
- 紙巻器は、片手で紙が切れるものにしていますか。
- 小便器と洗面台の脇には杖等を立てかける窪み等を設けていますか。
- 折りたたみベッド(大型ベッド)は、車椅子使用者に配慮し、幅が広く、高さを車椅子座面高さと同程度としたものを設けていますか。
- フックを設ける場合は高齢者が使いやすいよう低い位置にも設けていますか。
- 乳幼児用おむつ交換台の下部または付近に荷物棚を設けていますか。
- 手を離したときに戸を固定できるようドアストッパーを設けていますか。

E 快適性

- 温水洗浄機能付き洋便器となっていますか。
- 小児用小便器を設けていますか。
- 車椅子使用者用便房のほかに、ベビーカーと一緒に入れる便房を設けていますか。
- 車椅子使用者用便房の手洗い鏡前に、照明を設置していますか。
- トイレに子ども用の手洗い器を設けていますか。
- 衣服のチェックができるよう、車椅子使用者用便房には全身が映る鏡を設けていますか。

11. 観覧席・客席（建築物(共同住宅等以外)令和8年1月改正） 別紙

■ 一般基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-11)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する観覧席または客席を設ける場合には、つぎに掲げるものとすること。	—	—	—
<p>ア 車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして、(ア)に掲げる区分に応じ、当該区分に定める数以上の(イ)に掲げる基準に適合する場所を設けること。</p> <p>(ア) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の数は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>a 当該観覧席または客席の全席数が50以下の場合 2</p> <p>b 当該観覧席または客席の全席数が51以上200以下の場合 当該座席の数に50分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)</p> <p>c 当該観覧席または客席の全席数が200を超える場合 当該座席の数に100分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)に2を加えた数</p>	<p>つぎの各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用部分^{※1}（車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。第19条第1項第1号において同じ。）を設けなければならない。</p> <p>1 当該客席に設ける座席の数が400以下の場合 2</p> <p>2 当該客席に設ける座席の数が400を超える場合 当該座席の数に200分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)</p> <p style="text-align: right;"><令><告></p>	—	図 I-11-2

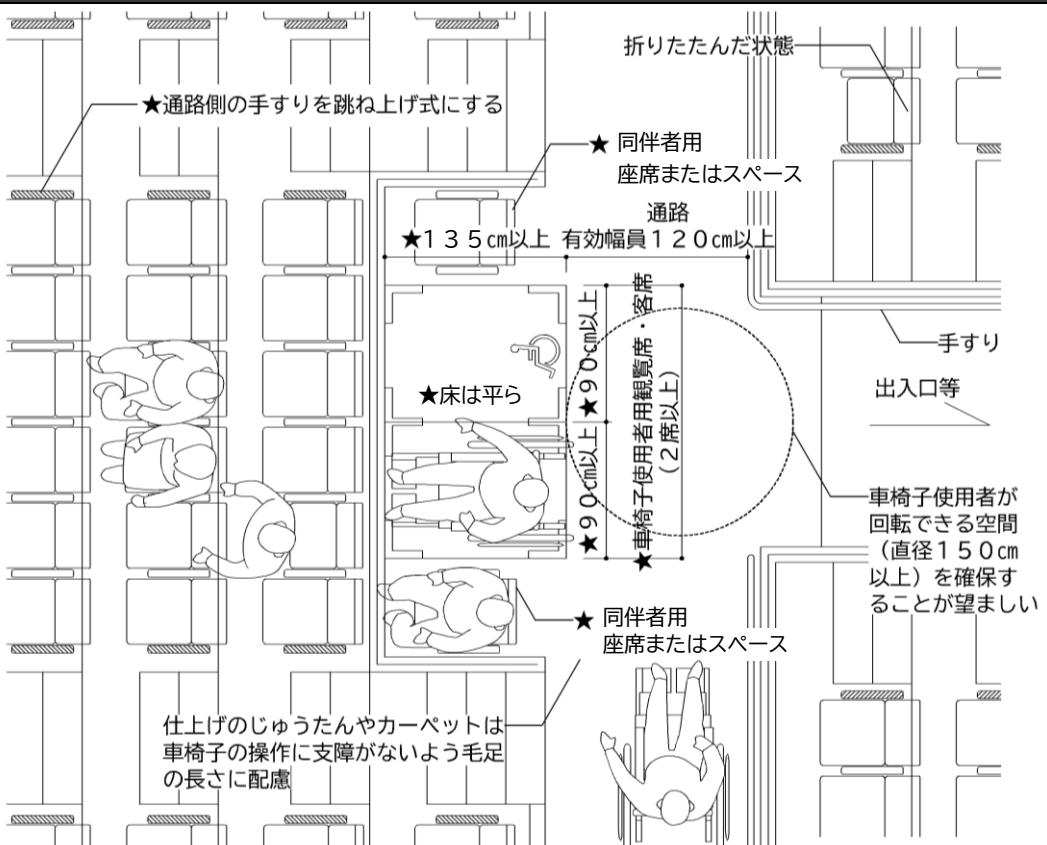
※1 車椅子使用者部分:告示第1073号に規定する場所

<令>令第15条 <告>告示第1073号

■ 一般基準（つづき）

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-11)		● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
ア	<p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の基準は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>a 幅は 90cm 以上とすること。</p> <p>b 奥行きは 135cm 以上とすること。</p> <p>c 床面は平らとすること。</p> <p>d 車椅子使用者のサイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。</p> <p>e 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所に隣接した位置に、同伴者のための座席またはスペースを設けること。</p> <p>(ウ) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所は、観覧席または客席に設ける座席の数が 200 を超える場合には、2箇所以上に分散して設けること。</p>	<p>1 幅は、90cm 以上とすること。</p> <p>2 奥行きは、135cm 以上とすること。</p> <p>3 床は、平らとすること。</p>	<告>	<p>図 I-11-1 I-11-1 I-11-3</p> <p>—</p>
イ	通路側の座席のひじ掛けは、跳ね上げ式とすること。	—	・高齢者などが利用しやすいよう、通路側の座席のひじ掛けを跳ね上げ式とする。	図 I-11-1
ウ	集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。	—	・聴覚障害者のための集団補聴設備(ヒアリングループ、赤外線送受信装置、FM 送受信装置等)、字幕や文字情報を表示する装置(電子文字標示盤等)、視覚障害者のための音声装置などの、高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設ける。 ・コラム「ヒアリンググループ」参照	図 I-11-3

<図 I -11-1 観覧席・客席の例>



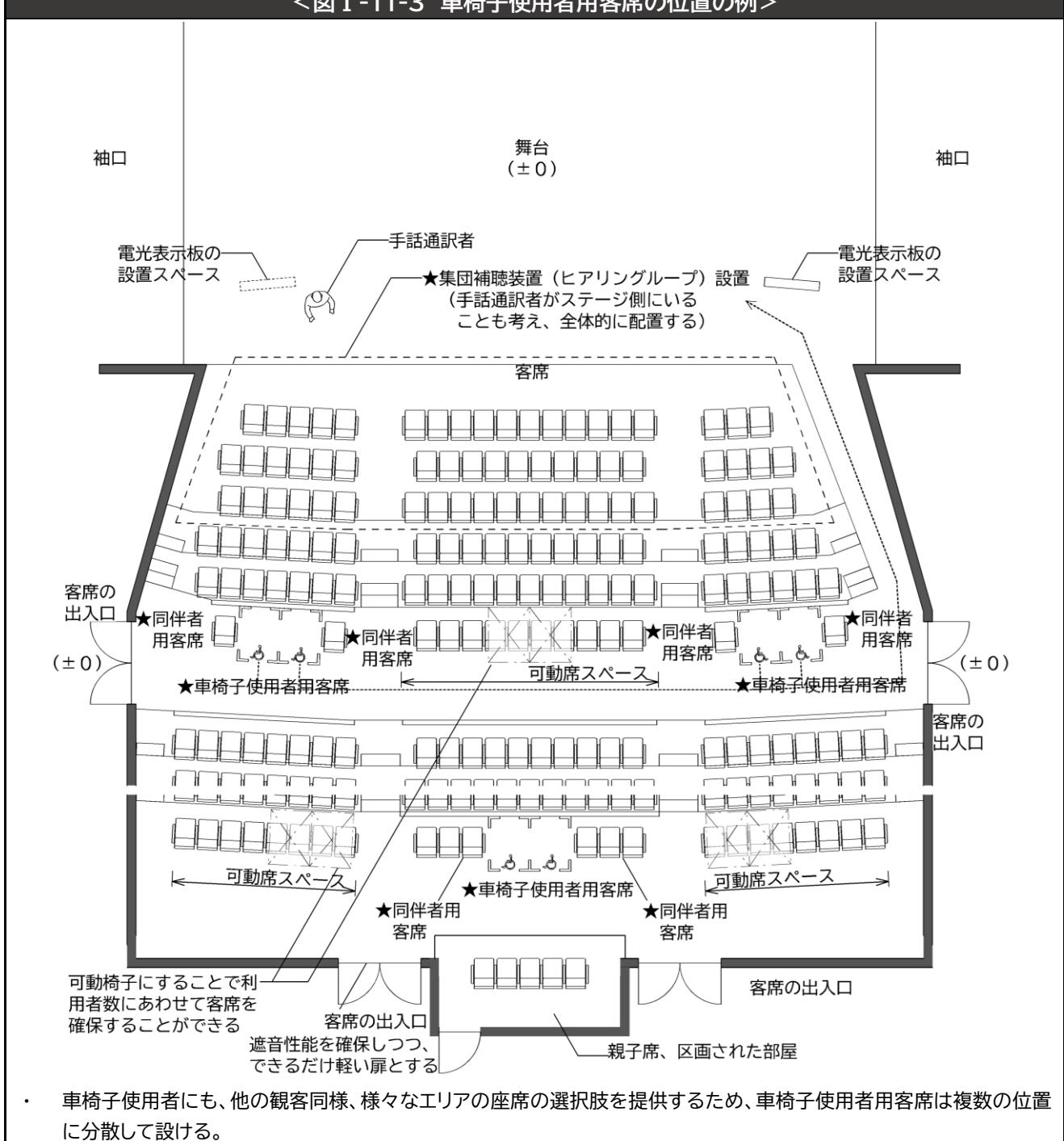
- 車椅子使用者対応観覧席、客席への通路の幅は出入りおよび転回しやすいよう配慮する。
- 車椅子使用者対応観覧席、客席の床は水平とする。
- 楽屋は利用居室等に該当するため、楽屋までの経路は移動等円滑化経路等とする。

<図 I -11-2 サイトラインの例>



- 前後の観覧席・客席の位置、高低差を考慮し、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトラインを確保する。
- サイトラインは、舞台やスクリーン、競技スペースの形状や位置により異なるので十分に配慮する。
- 車椅子使用者用観覧席・客席の前面に設ける手すりの高さは、サイトラインに十分配慮する。
- 建築物の構造等により、車椅子使用者用観覧席・客席からのサイトラインが確保しにくい場合には、車椅子使用者用観覧席・客席と前席との位置をずらし、前席の人の肩越しにサイトラインを確保できるよう配慮する。

<図 I -11-3 車椅子使用者用客席の位置の例>



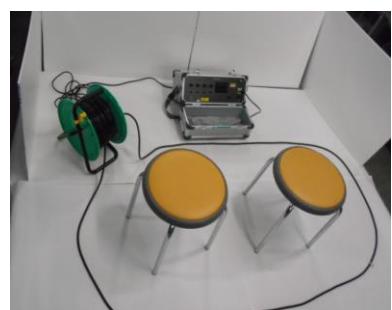
- ・ 車椅子使用者にも、他の観客同様、様々なエリアの座席の選択肢を提供するため、車椅子使用者用客席は複数の位置に分散して設ける。

« コラム »

ヒアリングループ

ヒアリングループは、聴覚障害者や聴力の弱い高齢者などで補聴器を使用している方が、広い空間や騒音の多い場所において、音声を正確に聞き取るために聴力を補うための集団補聴設備の一種です。

客席の床面等に、音声データから変換された磁気を発生させるワイヤーをループ状に敷設し、ワイヤーから発生された磁気を、ループの内側にある補聴器で受信して音声信号に変えることで、目的の音声を届けることができます。持ち運びできるポータブルなヒアリングループもあります。



◆ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、以下の項目(配慮指針)を参考に考えてみましょう。

A 公平性

- 車椅子使用者のための観覧席または客席を複数配置し、場内で位置を選択できるようにしていますか。
- 車椅子使用者のための観覧席または客席から舞台、楽屋間に、段のない経路を設けていますか。
- 車椅子使用者同士がすれ違える通路幅を確保していますか。
- 車椅子使用者は同伴者とともに複数の客席を選択できるように配置されていますか。
- 視覚障害者が座席番号を確認できるよう、いすの背などに点字を表示する、人的対応などの工夫を行っていますか。
- 視覚障害者向けに音声で舞台やスクリーンの状況を案内する装置を設置していますか。
- 場内を暗くする時も必要に応じて手話通訳が読み取れるスポット照明を設けていますか。
- 要約筆記用プロジェクター、スクリーン、要約筆記者用作業スペース等を設けていますか。
- 会議室のある集会施設には託児スペースを設けていますか。
- 乳幼児を連れた利用者や、音に敏感、または騒がしい環境では情報を聞き取れない知的・発達・精神障害のある人に配慮し、区画された部屋(センサリールーム等)を設けていますか。

B 分かり やすさ

- 座席番号、行、列等は、わかりやすく読みやすいように、大きさ、コントラスト、取り付け位置等に十分配慮していますか。

C 安全 安心

- 車椅子使用者のための観覧席または客席に転倒防止のための手すり、ストッパー、キックプレートなどを設けていますか。
- 車椅子使用者のための観覧席または客席に隣接して同伴者用座席を設置していますか。
- 安全に移動できるよう足元灯を設けていますか。
- 上演時間以外は客席部分の照度を十分に確保していますか。
- 緊急時の避難経路はわかりやすく表示されていますか。

D 身体への 負担軽減

- 客席に入る扉は、遮音性能を確保しつつ、できるだけ重量の軽いものとしていますか。(ハニカム構造など)
- 床仕上げのじゅうたんやカーペットは、車椅子の操作に支障がないよう毛足の長さに配慮していますか。
- 場内の両壁面に手すりを設置していますか。

E 快適性

- どの席からも舞台やスクリーンを快適に鑑賞できるよう、客席の前後間隔や勾配を計画していますか。

13. 駐車場（建築物(共同住宅等以外)令和8年1月改正）

別紙

■ 一般基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-13)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数)に50分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、車椅子使用者が、当該駐車場を利用する上で支障がないものとしてつぎに掲げる場合は、この限りでない。	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、つぎに掲げる数以上の車椅子使用者用駐車施設 ^{*1} を設けること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 (中規模建築物を除く。)	—	—
ア 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合	ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。イにおいて同じ。)が200以下の場合は、当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) <令><告示>	—	—
イ アに規定する駐車場およびアに規定する駐車場以外の不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合であつて、つぎに掲げる基準に適合する場合	イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合は、当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数 <令><告示>	—	—

*1 車椅子使用者用駐車施設:車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設

<令>令第18条

■ 一般基準(つづき)

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-13)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
<p>(ア)当該アに規定する駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することができる場所が1以上設けられていること。</p> <p>(イ)当該アに規定する駐車場に設ける駐車施設の数(当該アに規定する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該アに規定する駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この(イ)において同じ。)および当該アに規定する駐車場以外の不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける車椅子使用者駐車施設の総数)の合計数が、当該アに規定する駐車場に設ける駐車施設の数および当該アに規定する駐車場以外の不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数)の合計数に50分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)以上であること。</p>			

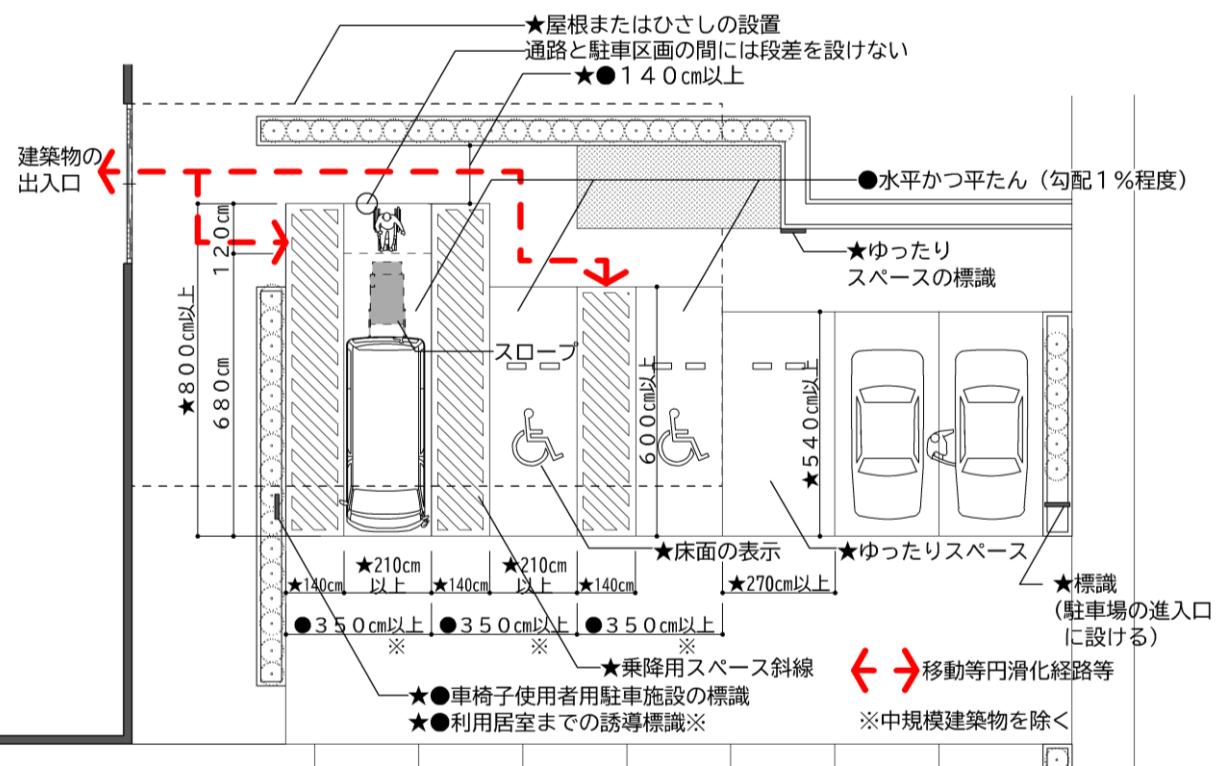
■ 一般基準(つづき)

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-13)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
ウ 建築等を行う場合であつて不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場(以下この項において「不特定多数利用駐車場」という。)を設ける公共的建築物(中規模建築物以外の特別特定建築物を除く。)にあつては、つぎの(ア)または(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)または(イ)に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を不特定多数利用駐車場に設ける場合	同左 <告示>		
(ア)当該建築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合、つぎの a または b に掲げる場合の区分に応じ、当該 a または b に定める数 a 当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数(当該建築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この a および b において同じ。)が 200 以下の場合 当該駐車施設の数に 50 分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数) b 当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が 200 を超える場合 当該駐車施設の数に 100 分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)	同左 <告示>	—	—
(イ)当該建築等に不特定多数利用駐車場を設けない場合 1			

■ 一般基準(つづき)

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-13)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(2) 車椅子使用者用駐車施設は、つぎに掲げるものとすること。	同左 <令>	—	—
ア 車体の駐車スペースは幅を210cm以上とし、その両側の乗降用スペースはそれぞれ幅140cm以上とすること。	幅は、350cm以上とすること。 (中規模建築物を除く。) <令>	・自動車のドアを全開した状態で車椅子から自動車へ容易に乗降できる幅を確保する。 ・幅140cmは、車椅子使用者が向きを変えることができ、介助者が横に付き添えるスペースである。 ・障害の状況にあわせて選択できるよう、乗降スペースは両側に設置する。	図 I-13-1
イ 車椅子使用者用駐車施設から利用居室等(当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。(3)において同じ。)までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	同左 (中規模建築物を除く。) <令>	・雨天時等を考慮し、建築物の出入口にできるだけ近い位置に設ける。	—
ウ —	車椅子使用者用駐車施設の床面または地面は、水平かつ平坦にすること。 (中規模建築物においては、車椅子使用者用駐車場を設ける場合のみ。) 区独自 区条例第36条第1項	・車椅子での移乗に配慮し、床面または地面は、水平かつ平坦にする。 ・2%程度の水勾配でも、車椅子は動いてしまうために注意が必要である。	図 I-13-1
(3) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合:当該車椅子使用者用駐車施設またはその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けること。	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者駐車場施設を設ける場合: 同左 (中規模建築物を除く。) 区条例第36条第2項	—	図 I-13-3

図 I-13-1 車椅子使用者用駐車施設の例



- ・ 2台以上の車椅子使用者用駐車施設を並べて設ける場合は、間の乗降スペースを共用してもよい。
 - ・ 車椅子使用者用駐車施設のほか、車椅子に乗ったまま運行する福祉車両の乗降スペースについても、床面または地面を水平かつ平坦にするなどの安全面の配慮が必要である。
 - ・ 一般用駐車スペースと区分するため、車椅子使用者用駐車施設の駐車スペース床面には「国際シンボルマーク」を、乗降スペース床面には斜線を、それぞれ運転席からも判別できる大きさで塗装表示する。
 - ・ 車椅子使用者用駐車施設付近には、運転席からも判別できる大きさの標識を設ける。(車椅子使用者用駐車施設付近に設置する標識は、車椅子使用者の通行や後部側ドアからの乗降に考慮して、利用者の支障とならない位置に設置する。)
 - ・ 誘導表示は、わかりやすい位置に設けるほか、大きめの文字や図を用いるなど、わかりやすいデザインのものとし、背景との色および明度の差に配慮する。
 - ・ 車椅子使用者用駐車施設および車椅子による乗降可能な駐車スペースを屋内に設ける、または屋外の駐車施設に屋根もしくはひさしを設ける場合には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ(2.3m以上)に対応した必要な有効高さ(梁下高さ等)を確保する。また、当該駐車部分に至るまでの車路を屋内に設ける、または屋外の駐車施設に屋根もしくはひさしを設ける場合には、同様に必要な有効高さ(梁下高さ等)を確保する。(改修等で対応が困難な場合を除く。)
 - ・ ゆったりスペースとは、高齢者、妊婦等が円滑に駐車および乗降ができるスペースのことである。

■ 一般基準(つづき)

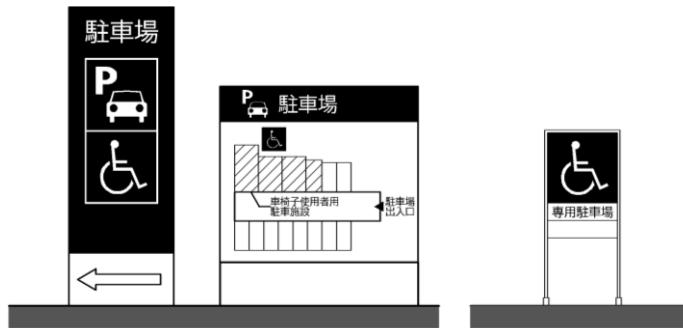
★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-13)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(4) 車椅子使用者用駐車施設の駐車スペースの床面にはその旨を、乗降用スペースの床面には斜線をそれぞれ表示すること。	—	—	図 I-13-1
(5) 車椅子使用者用駐車施設から主要な出入口までの通路は、歩行者の専用通路とすること。	—	—	—
(6) 車椅子使用者用駐車施設および(5)に規定する通路には、屋根またはひさしを設けること。	—	・雨天時等を考慮し、屋根またはひさしを設ける。	図 I-13-1
(7) 駐車場の進入口に、車椅子使用者用駐車施設が設置されていることが分かる標識を設置すること。 ただし、進入口から当該車椅子使用者用駐車施設が容易に視認できる場合は、この限りでない。	—	・車椅子使用者用駐車施設に、一般の自動車が駐車されるのを避けるため、その旨の表示をする。	図 I-13-2
(8) 駐車場の進入口に、車椅子使用者用駐車施設への誘導用の標識を設けること。ただし、進入口から当該車椅子使用者用駐車施設が容易に視認できる場合は、この限りではない。	—	—	図 I-13-2
(9) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に、高齢者、妊産婦等が円滑に駐車および乗降できる、幅 270cm 以上かつ奥行き 540cm 以上の駐車施設を設置し、高齢者、妊産婦等の利用が優先である旨の表示を行うこと。	—	・車椅子使用者駐車施設の集中を避けることができるよう、幅がやや広めの駐車スペース(ゆったりスペース)を設ける。 ・幅 270cm は、普通乗用車の標準的な車幅は約 190 cm と、フルオープン時のドアの開閉寸法で約 0.8m の合計である。 ・必要な方に優先的に使用してもらえるよう、乗降の妨げにならない位置に表示を行う。	図 I-13-1

■ 一般基準(つづき)

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-1-13)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(10) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に、車体後部からスロープの出る福祉車両に対応できる奥行き8m以上の駐車スペースを確保すること。	—	・車体後部からスロープの出る福祉車両は、車体の全長に後方突出幅を加えると、約6.8m(メーカー最高値)の奥行きがある。車椅子使用者用駐車施設のうち、最低1台以上は、車体用スペース約6.8mに、車いすの乗降スペース1.2mを加えた奥行き8m以上を確保することが望ましい。	図I-13-1

<図I-13-2 駐車場の標識の設置の例>

- 駐車場の侵入口付近に
設置する標識 ■車椅子使用者用駐車施設の
付近に設置する標識



<図I-13-3 利用居室までの誘導表示の例>



南田中図書館(練馬区)

- 簡略化した平面図等に、利用居室(車椅子使用者用便房含む)および移動等円滑化経路等を示す。

♥ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、以下の項目(配慮指針)を参考に考えてみましょう。

A 公平性

- 車椅子使用者用駐車施設への不適切な利用がないように、他の駐車施設の配置や数についても配慮していますか。
- 車椅子使用者用駐車施設に一般車両が駐車しない措置を講じていますか。

B 分かり やすさ

- 車椅子使用者用駐車施設の車室スペースはカラー舗装としていますか。
- 歩道をカラー舗装するなどにより、幼児等の飛び出し防止や車への注意喚起を行っていますか。

C 安全 安心

- 見通しに配慮し、ゆったりとした車路としていますか。
- 見通しの悪いカーブ等にミラーを設置していますか。
- 視覚障害者が敷地内車路に進入してしまうことを防ぐために、歩道と車路の間に周囲との違いを認知しやすい色の手すりを設けていますか。
- 建築物等の主な出入口部分に、安全に乗降できるよう車寄せ(車椅子使用者用駐停車スペース)を設置していますか。

D 身体への 負担軽減

- ゆったりスペース(対象:高齢者、妊産婦等)ができるだけ多く設けていますか。

E 快適性

- 建築物等の出入口と駐車場が離れている場合などは、出入口に車寄せを設けていますか。
- だれもが駐車しやすいよう、駐車施設前面の車路幅にゆとりを確保していますか。
- 夏季駐車中に車内温度の上昇を極力抑えるため、駐車施設周囲に高木を植栽していますか。
- 雨天時の車椅子使用者の乗降に配慮し、屋根を設けていますか。

8. 便所 (共同住宅等 令和8年1月改正)

別紙

■ 一般基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-2-8)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(1) 多数の者が利用する便所は、つぎに掲げるものとすること。 ア 便所の数は、多数の者が利用する階(つぎに掲げる階を除く。)の階数に相当する数以上を設けること。 (ア)直接地上へ通ずる出入口のある階であって、多数の者が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの (イ)多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階、その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階 イ 便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の多数の者が利用する上で支障がない位置に設けること。 ウ 便所の床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。	多数の者が利用する便所は、これらの者が利用する階(当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階を除く。)の階数に相当する数(床面積が 10,000 m ² を超える階がある場合にあっては、当該数に当該階の床面積に応じて国土交通大臣が定める数を加えた数)以上設けるものでなければならない。 <令><告>	・共用の便所がある場合に適用する。 ・住戸のみが存する階は対象外。	—
(2) (1)に規定する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房※1を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。	同左 区条例第33条第1項第2号	・コラム「床材と滑りやすさ」参照。	—
	同左 区条例第33条第3項	—	—

<令>第14条 <告>告示第1074号

※1 車椅子使用者用便房:車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の便房

■ 一般基準(つづき)

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-2-8)		● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(3)	(1)の規定により便所を設ける階(以下この項において「便所設置階」という。)においては、当該便所のうち1以上(つぎに掲げるアの場合にあっては、アに定める数以上)に、車椅子使用者用便房を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとしてつぎに掲げるイの場合は、この限りでない。	前項の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上(当該階の床面積が10,000 m ² を超える場合にあっては、当該床面積に応じて国土交通大臣が定める数以上)に、車椅子使用者用便房(車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房をいう。以下同じ。)を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用および女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上。以下この項において同じ。)設けなければならない。ただし、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階(第19条第1項第1号および第2項第5号イにおいて「地上階」という。)であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	・同伴者による介助に配慮し、男女共用の車椅子使用者用便房トイレを設ける。	
	ア 当該階の床面積が10,000 m ² を超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、つぎの(ア)または(イ)に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける(1)に規定する便所(車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。)の数を超える場合にあっては、当該多数の者が利用する便所の数とすること。			—
	(ア)便所設置階の床面積が10,000 m ² を超え、40,000 m ² 以下の場合 2			—
	(イ)便所設置階の床面積が40,000 m ² を超える場合 当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)	<令><告>		—

■ 一般基準(つづき)

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-2-8)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
<p>イ 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、つぎのいずれかに該当するものとすること。</p> <p>(ア)便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合</p> <p>(イ)便所設置階の(1)に規定する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部または一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の(1)に規定する便所に設ける場合</p>		<令><告>	

<令>第14条 <告>告示第1074号

■ 一般基準(つづき)

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-2-8)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
	<p>(ウ)つぎのaまたはbに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該aまたはbに定める場合</p> <p>a 男子用の(1)に規定する便所のみを設ける便所設置階 当該(1)に規定する便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が10,000 m²を超える場合にあっては、(3)アに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上)に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合</p> <p>b 女子用の(1)に規定する便所のみを設ける便所設置階 当該(1)に規定する便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が10,000 m²を超える場合にあっては、(3)アに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上)に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合</p>	<令><告>	

<令>第14条 <告>告示第1074号

■ 一般基準(つづき)

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-2-8)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(工)床面積が1,000m ² 未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000m ² 未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た数)(1,000m ² 未満の便所設置階(車椅子使用者用便房のみを設ける(1)に規定する便所のみを設けるものを除く。)の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数)に(3)本文の規定により床面積が1,000m ² 以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数((3)イ(ア)に規定する施設が(3)イ(ア)に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房)の数を差し引いた数)以上の車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房(男子用の(1)に規定する便所および女子用の(1)に規定する便所を設ける階に設けるものに限る。)に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房)を設ける場合	<令><告>		

■ 一般基準(つづき)

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-2-8)		● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
ウ	車椅子使用者用便房はつぎに掲げる構造のものとすること。			
	(ア)腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。	同左 <告>	・「25.手すり」の解説および図を参照。	図 I-8-2 I-8-3 I-8-4
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	同左 <告>	・車椅子から便座への移乗は便器の側面(一般的にこの方法が最も容易)または前方おなされるため、便器の前方および側面に車椅子を寄り付け、便器へ移乗するために必要なスペースを適切に設けるとともに、便器の両側に手すりを付ける必要がある。 ・コラム「車椅子による便器へのアプローチ」参照。	図 I-8-3
	(ウ)一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。	—	・利用者が位置を把握しやすいよう、一般用の便所と一体的もしくはその出入口の近くに設ける。	—
	(エ)車椅子使用者用便房の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備および機能を表示すること。	—	—	—
	(オ)ペーパーホルダーを便器の両側に設置すること。	—	・片麻痺者等の利用などを考慮し、左右対称で利用できる便房の設置も検討する。	—
(4)	(1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上(当該便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。	同左 <令>	・水洗器具とは、オストメイト(人工肛門、人工膀胱保持者)の利用に配慮して、パウチ(排泄物をためておく袋)や汚れた物、しごん等を洗浄するための汚物流しをいう。 ・整備が義務付けられたオストメイト用設備を有する便房とは別に専用の汚物流しの設置スペースが取れない改善・改修等、構造上やむを得ない場合には、便器に水栓をつけたもの(オストメイト簡易型設備)を設ける。	図 I-8-5 I-8-6

■ 一般基準(つづき)

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-2-8)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(5) (1)の規定により設ける (1)に規定する便所は、つ ぎに掲げるものとすること。	多数の者が利用する便所 を設ける場合には、つぎに 掲げるものとすること。 区条例第33条第1項	—	—
ア 出入口および床面に段差 を設けないこと。	—	・出入口については「I. 建築 物(共同住宅等以外)2.出入 口」を参照。	—
イ 便房の設備は、日本産業 規格 S 0026 に基づき整 備すること。	—	—	図 I-8-2
ウ 便房に棚またはフックを設 置すること。	—	—	—
エ 便器を腰掛け便座とし、手 すりを設置した便房を1以 上設けること。	—	—	—
(6) (1)の規定により設ける (1)に規定する便所であつ て、男子用小便器のある便 所を設ける場合には、その うち1以上に、床置式の小 便器、壁掛式の小便器(受 け口の高さが35cm以下 のものに限る。)その他これ らに類する小便器を1以 上設け、当該小便器に手 すりを設けること。	・多数の者が利用する男子 用小便器のある便所を設 ける場合には、そのうち1 以上に、床置式の小便器、 壁掛式の小便器(受け口の 高さが35cm以下 のものに限る。)その他これら に類する小便器を1以上設け ること。	・児童、幼児にも利用しやすい よう、受け口の高さは35cm 以下とする。 ・小便器の手すりは胸を支点に してよりかかりながら用を足 すためのものである。この場 合は腰を後ろに引くような姿 勢となる。 ・横の手すりはつかまりながら 用を足すためのものである。 ・「25.手すり」の解説および図 を参照。	図 I-8-11 I-8-12

<令>令第14条

配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、以下の項目(配慮指針)を参考に考えてみましょう。

(I. 建築物(共同住宅等以外) 8. 便所 P. 96を参照)

11. 駐車場（共同住宅等 令和8年1月改正）

別紙

■ 一般基準

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-2-11)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(1) 多数の者が利用する駐車場には、つぎに掲げる数以上の車椅子使用者用駐車施設※1を設けること。	多数の者が利用する駐車場には、つぎの各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	—	—
ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。イにおいて同じ。)が200以下の場合は、当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)	ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。イにおいて同じ。)が200以下の場合は、当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) ＜令＞＜告示＞	—	—
イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合は、当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)に2を加えた数	イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合は、当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数 ＜令＞＜告示＞	—	—

※1 車椅子使用者用駐車施設：車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設

■ 一般基準(つづき)

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-2-11)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(2) (1)の規定は、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして、つぎに掲げる場合は、適用しない。 ア 多数の者が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合	—	—	—
イ アに規定する駐車場およびアに規定する駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であって、つぎに掲げる基準に適合する場合 (ア)当該アに規定する駐車場の出入口部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。 (イ)当該ア規定する駐車場に設ける駐車施設の数(当該アに規定する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該アに規定する駐車場に設ける駐車施設の総数。)および当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数(当該多数の者が利用する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者駐車施設の総数)の合計数が、(1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上であること。	—	—	—

■ 一般基準(つづき)

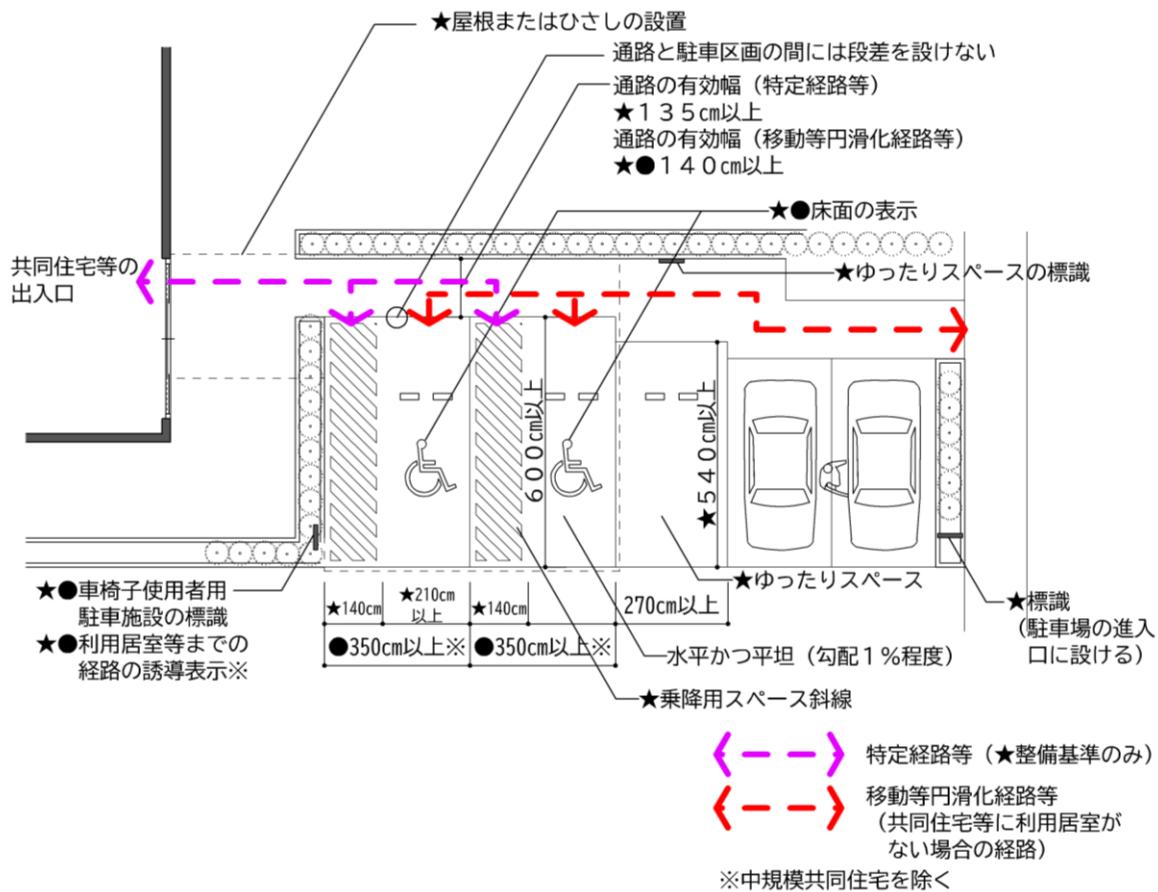
★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-2-11)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
ウ 建築等を行う場合であって、つぎの(ア)または(イ)に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を多数の者が利用する駐車場に設ける場合	同左 <告示>	-	-
(ア)当該建築等に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設ける場合 つぎのaまたはbに掲げる場合の区分に応じ、当該aまたはbに定める数 a 当該建築等に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数(当該建築等に係る部分に多数の者が利用する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の総数。 以下この(ア)および(イ)において同じ。)が200以下の場合は、当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数) b 当該建築等に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合は、当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)	-	-	-
(イ)当該建築等に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設けない場合は1	-	-	-

■ 一般基準(つづき)

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-2-11)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(3) 車椅子使用者用駐車施設は、つぎに掲げるものとすること。	同左	—	—
ア 車体の駐車スペースは幅を210cm以上とし、その両側の乗降用スペースはそれぞれ幅140cm以上とすること。	幅は、350cm以上とすること。 <令>	・自動車のドアを全開した状態で車椅子から自動車へ容易に乗降できる幅を確保する。 ・幅140cmは、車椅子使用者が転回でき、介助者が横に付き添えるスペースである。 ・障害の状況にあわせて選択できるよう、乗降スペースは両側に設置する。	図 II-11-1
イ 車椅子使用者用駐車施設から特定経路等を構成する屋外への出入口までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 <令>	・雨天時等を考慮し、建築物の出入口にできるだけ近い位置に設ける。	—
(4) 車椅子使用者用駐車施設またはその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けること。	同左 (利用居室等は利用居室と読み替える。) (中規模共同住宅を除く。) 区条例第36条第2項	—	図 II-11-1
(5) 車椅子使用者用駐車施設の駐車スペースの床面にはその旨を、乗降用スペースの床面には斜線をそれぞれ表示すること。	—	—	図 II-11-1
(6) 車椅子使用者用駐車施設(特定経路等を構成するものに限る。)から屋外への出入口までの通路は、歩行者の専用通路とすること。	—	—	—
(7) 車椅子使用者用駐車施設および(6)に規定する通路には、屋根またはひさしを設けること。	—	・雨天時等を考慮し、屋根またはひさしを設ける。	図 II-11-1

<令>令第17条

<図II-11-1 車椅子使用者用駐車施設の例>



- 2台以上の車椅子使用者用駐車施設を並べて設ける場合は、間の乗降スペースを共用してもよい。
- 一般用駐車スペースと区分するため、車椅子使用者用駐車施設の駐車スペース床面には「国際シンボルマーク」を、乗降スペース床面には斜線を、それぞれ運転席からも判別できる大きさで塗装表示する。
- 車椅子使用者用駐車施設付近には、運転席からも判別できる大きさの標識を設ける。(車椅子使用者用駐車施設付近に設置する標識は、車椅子使用者の通行や後部側ドアからの乗降に考慮して、利用者の支障とならない位置に設置する。)
- 誘導表示は、わかりやすい位置に設けるほか、大きめの文字や図を用いるなど、わかりやすいデザインのものとし、背景との色および明度の差に配慮する。
- ゆったりスペースとは、高齢者、妊婦等が円滑に駐車および乗降ができるスペースのことである。

■ 一般基準(つづき)

★ 整備基準(努力義務) (区条例施行規則別表3-2-11)	● 移動等円滑化基準 (適合義務)	基準の解説	備考
(8) 駐車場の進入口に、車椅子使用者用駐車施設が設置されていることが分かる標識を設けること。 ただし、進入口から当該車椅子使用者用駐車施設が容易に視認できる場合は、この限りではない。	—	・車椅子使用者用駐車施設に、一般の自動車が駐車されるのをさけるため、その旨を表示する。	図 II-11-1
(9) 駐車場の進入口に、車椅子使用者用駐車施設への誘導用の標識を設けること。 ただし、進入口から当該車椅子使用者用駐車施設が容易に視認できる場合は、この限りではない。	—	—	図 II-11-1
(10) 多数の者が利用する駐車場に、高齢者、妊産婦等が円滑に駐車および乗降できる、幅270cm以上かつ奥行き540cm以上の駐車施設を設置し、高齢者、妊産婦等の利用が優先である旨の表示を行うこと。	—	・車椅子使用者駐車施設の集中を避けることができるよう、幅がやや広めの駐車スペース(ゆったりスペース)を設ける。 ・幅270cmは、普通乗用車の標準的な車幅は約190cmと、フルオープン時のドアの開閉寸法で約0.8mである。 ・必要な方に優先的に使用してもらえるよう、乗降の妨げにならない位置に表示を行う。	図 II-11-1
(11) —	車椅子使用者用駐車施設の床面または地面は、水平かつ平たんにすること。 (中規模建築物においては、車椅子使用者用駐車場を設ける場合のみ。) 区独自 区条例第36条第1項	・車椅子での移乗に配慮し、床面または地面は、水平かつ平たんにする。 ・2%程度の水勾配でも、車椅子は動いてしまうために注意が必要である。	—

♥ 配慮指針

想定される利用者の特性や利用状況等に応じたきめ細やかな工夫・配慮等について、以下の項目(配慮指針)を参考に考えてみましょう。

(I. 建築物(共同住宅等以外) 13. 駐車場 P. 130を参照)